

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 豪雨被害からの復旧にかかる福祉医療機構の融資について
（厚生労働省事務連絡） 1
- ◆ 「平成30年7月豪雨災害におけるFAQ（第1版）」が示される
（内閣府） 2
- ◆ 子ども・子育て会議（第36回）が開催される（内閣府） 3
- ◆ 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第4回）
ヒアリングに出席 4
- ◆ 乳幼児用の「調整液状乳」（いわゆる「液体ミルク」）の安全基準に関する省令
が公布・施行（厚生労働省） 5
- ◆ 「第14回権利擁護・虐待防止セミナー」開催（全社協・政策企画部） 6

◆豪雨被害からの復旧にかかる福祉医療機構の融資について（厚生労働省事務連絡）

独立行政法人福祉医療機構では、被害を受けた社会福祉施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から、貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行っています。

設置・整備資金は、通常90%の融資率を100%とし、償還期間を39年、無担保貸付を3,000万円までに引き上げています。経営資金は、通常90%の融資率を100%とし、貸付利率を当初3年間は無利子、償還期間を最長15年、無担保貸付を2,000万円までに引き上げています。

詳細は、別添の資料 1 をご参照いただき、具体的な要件等は福祉医療機構の相談窓口にお問い合わせください。

【福祉医療機構 福祉貸付事業 災害復旧資金等のお取り扱いについて】

http://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1143/

◆「平成 30 年 7 月豪雨災害における FAQ（第 1 版）」 が示される（内閣府）

内閣府は、「平成 30 年 7 月豪雨災害における FAQ（第 1 版）」を示しました。

私立保育所の委託費から義援金を支出することについて、熊本地震の際と同様に、特例として支出が認められています。要件等の詳細は、別添の資料 2 をご参照ください。

なお、本会は、保育三団体協議会において協同して「被災地支援募金」を行っています。重ねてのお願いとなり恐縮ですが、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、領収書をご希望の際には、別添の資料 3「領収書発行依頼書」にご記入いただき、FAX にて送信ください（FAQ にあわせ、領収書のただし書をご選択いただくことができる様式に修正しております）。

保育三団体被災地支援募金

金融機関：三井住友銀行 東京公務部（店番号：096）

口座番号：普通預金 0177642

口座名義：社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金

会長 万田 康（マンダ ヤスシ）

窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

募金期間：平成 30 年 7 月 13 日（金）～平成 30 年 8 月 31 日（金）

ご協力よろしくお願い申し上げます。

◆子ども・子育て会議（第36回）が開催される （内閣府）

平成30年7月30日、子ども・子育て会議（第36回）が開催されました。本会は、小島伸也副会長が出席し、発言しています。

議題は「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について」、報告として、教育・保育施設における重大事故防止策を考える有識者会議「年次報告」、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策などの説明がありました。

今回の会議に、本会が提出した資料は、内閣府ホームページに掲載されている資料1-3の18～20ページに記載されています。別添の資料4とあわせてご参照ください。

本会の意見の主な項目は、次のとおりです。

新制度見直しにあたり、全国保育協議会が提出した意見

- (1) 「新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」の経過措置延長
- (2) 保育の質の確保について明示
- (3) 保育士等の加配、看護師、栄養士、事務職員等の配置と公定価格への反映
- (4) 年齢についての考え方
- (5) 公定価格「地域区分」の見直し
- (6) 公定価格「除雪費加算」の対象となる地域の見直し

また、資料2-2の5ページ以降に、「その他今後検討する事項」が示されました。その中で、「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」について、認可施設における食材料費の取り扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっており、検討すべきこととして提示されました。2号認定の「副食費」、3号認定の「主食費・副食費」は保育料に含まれており、幼児教育の無償化にともなって、1号認定との整合が論点となる見込みです。

この点について、本会として、「食育は保育の根幹のひとつであり、保育所において子どもの育ちに応じて長年にわたり取り組みを続けてきたこと、アレルギー児など食の配慮を必要とする子どもが増えている中で、“負担方法が異なる”ことのみをもって、議論されることのないよう、慎重な協議をしていただくよう求める」趣旨の発言を行っています。

内閣府のホームページに資料が掲載されています。

【内閣府 子ども・子育て支援新制度 子ども・子育て会議】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第4回）ヒアリングに出席

平成30年8月2日、厚生労働省は、第4回「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を開催しました。

第4回本検討会は、保育関係団体からのヒアリングが実施され、全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会が出席し、「保育所等における質の確保・向上について」のテーマにもとづき、各団体から説明と意見を述べました。

全国保育協議会からは、小島伸也副会長と北野久美常任協議員（全国保育士会副会長）が出席し、提出資料（別添の資料5）にもとづき、大きく次の3点について発言しました。

全国保育協議会・全国保育士会 提出資料の柱立て

1. 保育内容の充実、保育の質の向上のための取り組み

- (1) 保育の質をどう捉えるか
- (2) 会員施設における研修の実施状況等
- (3) 「保育の質」を担保するための人材の養成
- (4) 保育を「見える化」し、質の向上につなげるツールの開発

2. 多様なニーズへの対応をはかる

3. 保育の評価の方法等

- (1) 自己評価
- (2) 福祉サービス第三者評価事業

具体的には、全国保育協議会では、質の高い保育を提供するため、園内研修と外部研修の組み合わせによる活用を推奨しており、全国保育協議会「教育・保育施設長の研修体系」および全国保育士会「保育士・保育教諭の研修体系」にもとづいた研修企画を進めていることを述べたうえで、全国保育協議会「会員の実態調査2016」結果から、会員施設の研修の実施状況を紹介しました。

また、施設長および主任保育士・主幹保育教諭としての学びについても、具体的な研修プログラムの紹介や、研修修了後の継続した学習を「見える化」する仕組みとして、「保育活動専門員認定制度」の取り組み内容と成果について説明しました。

さらに、保育の質を高め、「見える化」するための具体的なツールとして、全国保育士会が作成した「養護と教育が一体となった保育の言語化」ツール一式、「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」、「保育士・保育教諭として子どもの貧困問題を考える」、など、成果物を検討会構成員に配布して紹介し、保育関係者が自ら質の向上に取り組んでいることへの理解を求めました。

最後に、保育の評価の方法等として、自己評価と福祉サービス第三者評価事業について実施状況などを説明するとともに、改定された保育所保育指針に合わせて第三者評価の評価基準についても見直しが必要となることを指摘し、「自己評価ガイドライン」との整合について考慮が必要であることを述べました。

三団体からのヒアリングに引き続いて検討会では、資料 2「これまでの検討会（第 1 回～第 3 回）における主な意見（案）」（別添の資料 6）をもとに、保育の質を高めるための視点や仕組みなどについて、構成員間で意見が交わされました。

資料は、下記ホームページで公開されています。

【厚生労働省 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo.html?tid=554389>

本検討会は今後、9 月 3 日に自治体からのヒアリングを実施後、論点整理と、それにもとづいて引き続き中期的に検討を進めるスケジュールが示されています。

◆乳幼児用の「調整液状乳」（いわゆる「液体ミルク」）の安全基準に関する省令が公布・施行（厚生労働省）

平成 30 年 8 月 8 日、厚生労働省は、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」を公布、同日施行しました（別添の資料 7）。

本改正は、牛乳等を加工または主要原料とし、乳幼児に必要な栄養素を加えて液状にした「調整液状乳」いわゆる液体ミルクを、国内で製造・販売することができるよう、安全基準を定めた内容が中心です。改正省令で示された基準によると、液体ミルクは常温での保存が可能とされており、本省令の改正に先立ち加藤厚生労働大臣は、8 月 7 日（水）の記者会見で、液体ミルクは調乳せずにそのまま飲めることから災害時に有用であるとの説明をしました。

なお、実際の液体ミルクの市販が始まるのは、メーカーの開発・製造の体制が整い、厚生労働省の確認・承認が完了した後になるため、記者会見で加藤厚生労働大臣は、販売まで一定程度の期間は必要になるだろうと述べました。

◆「第14回権利擁護・虐待防止セミナー」開催 (全社協・政策企画部)

全国社会福祉協議会は、平成30年9月11日に「第14回権利擁護・虐待防止セミナー」を開催します(別添の資料8)。

本セミナーは、「子どもや子育て家庭を支える地域社会をめざして～子どもの権利の保障に向けて～」をテーマに、子どもの虐待防止にかかる実践者からの基調講演の後、シンポジウムにより、児童虐待に関する事件の取材や現場での経験等に基づくそれぞれの立場による報告から、虐待のない社会を築いていくためにできることについて考えます。

全国保育協議会の会員の皆さまのご参加をお待ちしております。

開催要綱は、全国社会福祉協議会ホームページでも公開しています。

【全国社会福祉協議会】

http://www.shakyo.or.jp/news/20180810_seminar.pdf